

第2-②回 橿原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託事業者選定委員会
議事要旨

1. 日時 平成25年7月19日（金）9:50～12:20

2. 場所 クリーンセンターかしはら 3F 研修室

3. 出席委員

荒井 喜久雄	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術部長
市川 陽一	龍谷大学 理工学部環境ソリューション工学科 教授
北浦 一郎	弁護士法人 トラスト&サービス 弁護士
寺嶋 均	一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会 会長
岡崎 益光	橿原市 副市長
森田 泰造	橿原市 生活環境部長

4. 次第

1) 開会

2) 会長挨拶

3) 議題

(1) 募集要項（案）について

①落札者決定基準

ークリーンセンターかしはら 落札者決定基準（案）

ーリサイクル館かしはら 落札者決定基準（案）

②様式集

ークリーンセンターかしはら 様式集（案）

ーリサイクル館かしはら 様式集（案）

③事業契約書

ークリーンセンターかしはら 事業契約書（案）

ーリサイクル館かしはら 事業契約書（案）

4) 確認事項

次回事業者選定委員会の開催日程について

5) 閉会

配布資料

【資料1】クリーンセンターかしはら 入札説明書（案）

【資料2】リサイクル館かしはら 入札説明書（案）

【資料7】クリーンセンターかしはら 事業契約書（案）

【資料8】リサイクル館かしはら 事業契約書（案）

【資料9】クリーンセンターかしはら 様式集（案）

【資料10】リサイクル館かしはら 様式集（案）

【参考資料】落札者決定基準資料

5. 議事

1) 開会

2) 会長挨拶

3) 議題

(1) 落札者決定基準について

事務局から、第2-①回資料1（別紙2）及び資料2（別紙2）により、落札者決定基準について説明を行った。委員からの主な質疑回答は以下のとおり。

委員： 価格点の算出方法で、「インセンティブ分界価格」として具体的な金額を示しているが、これ以下に下げるよう誘導しているように誤解されないか。

事務局： 「インセンティブ分界価格」まではコスト削減努力を期待するが、それを下回るとは品質に関わるので求めている。

委員： 「インセンティブ分界価格」を最上位とすると、その時の27点が価格点の満点となり、非価格要素点と合わせて97点が満点という考え方になるがこれでよいか。

事務局： 今回の価格点の算出方法は、先行事例でよく見受ける最低価格入札者が価格点満点という方法では、価格点と非価格要素点の比率（30：70）を適切に反映できないという問題意識から設定したものである。確かに、97点が最高得点という見方もできるが、さらにコスト削減可能な事業者に対しての配慮は必要と考える。

委員： この算出方法について、事業者がどのように考えるかが懸念される。提案書（事業計画書）の内容と入札価格に齟齬が生じなければよい。

委員： 落札者決定基準は、最終的には行政判断の領域であり、“榎原方式”として考えてよいのではないか。

委員： 非価格要素評価項目の「リスクへの対応能力」で、「施設の安全対策の考え方」と「運営期間の安全対策」は内容的に重複するのではないか。

事務局： お手元に配布した参考資料に「評価のポイント」を示しており、そこで両項目の位置付けの違いを説明している。

委員： 「評価項目」と「評価の視点」だけでは、事業者によっては一般論のみの記載となる可能性がある。市が求める提案が得られるよう各項目の狙いをもう少し示した方がよいのではないか。

事務局： 様式集において、各項目ごとに対応している。

委員： 用役の関係で、「用役使用量の考え方」、「用役費の考え方」、「低炭素に社会に向けた貢献（用役使用量原単位）」の配点が合わせて11点（リサイクル館：7点）になるが、内容的に重複あるいは全体とのバランスに問題はないか。

事務局： 同じ事象であっても、異なる観点から提案を求め、評価をする考え方である。

委員： 市が重視している項目には重点的に配点してよい。

委員： リサイクル館の非価格要素評価項目で、「環境基準等…」とあるが、事業者には保証できない。

事務局： 施設管理基準の趣旨であり、修正する。

(2) 様式集について

事務局から、資料 9 と資料 10 により、様式集（案）について説明を行った。委員からの主な質疑回答は以下のとおり。

委員： 提案内容に差が出ないことが多いが、必要項目は網羅されておりこれでよいと思われる。

委員： 提案内容は事業者の経験値によるところも大きく、経験の浅い事業者では書き切れない面はあるだろう。

委員： 施設の実質的な管理責任者である所長と、受託者である SPC、構成企業、協力企業との関係を明確にするようにした方がよい。

事務局： 技術提案書様式第 13 号-1 の枠外に、SPC との関係も含めて所長の役割を詳しく記載するよう注記する。

事務局： 非価格要素点の点数化に当たって、「合計点の小数点以下第 2 位を四捨五入」としているが、価格点と合わせた段階で逆転現象が起きるおそれがあり、取扱いを検討している。最終的には修正させていただくこともあるのでご了承願いたい。

(3) 事業契約書案について

事務局から、資料 7 と資料 8 により、事業契約書案について説明を行った。委員からの主な質疑回答は以下のとおり。

委員： 第 47 条（資料 8 では第 46 条）の但し書きの趣旨は何か。

事務局： 引継者の選定は入札にて行うが、特に何か必要が生じた場合は継続もあり得るという趣旨である。

委員： 第 48 条（資料 8 では第 47 条）第 1 項で、事業終了 3 年前までに甲が乙に「稼働の継続について申し出る」とはどういう意味か。

事務局： 運営期間終了後も施設の稼働継続する場合は、大規模修繕が想定されることから、終了 3 年前にその見通しを明らかにすることで、それに合わせた終了前 3 年間の維持補修計画の見直しができ、コスト削減を図ることができる。

委員： 受託者が次期運営の優先権を持つかのような誤解を招きかねない。入札が原則であれば、曖昧な記述は改めた方がよい。

事務局： 検討する。

委員： 「事業期間」と「運営期間」の使い分けが統一されているか確認した方がよい。

事務局： 確認する。

委員： 「大規模修繕工事」とは、建築・土木の範囲のみを指しているのか。

事務局： プラント設備も含め、設備単位で全面更新を行う場合を「大規模修繕工事」としている。

委員： 第 25 条（資料 8 では第 24 条）で「災害防止」とあるが、天災も含むのであれば表現に違和感がある。

事務局： 表現を見直す。

委員： 第 3 条第 2 項で、受託者自らの裁量で本件業務を行うことができる趣旨の記載があ

るが、本件業務の公共性の高さを踏まえ、発注者が必要な指示を行うことができる旨を追記しておいた方がよい。

事務局： 検討する。

委 員： 前文で「実施方針 Q&A」とあるが、契約書としては、「質疑応答書」等の用語の方が適切ではないか。

委 員： その場その場での Q&A の内容が即契約事項となることは好ましくない。

事務局： その他として、市の約款等の内容を踏まえ、暴力団排除の条項を追記する予定であるのでご了承いただきたい。

5) 確認事項

第3回の委員会は、11月5日午後及び6日午前。第4回委員会は、11月18日、19日を候補として調整することとされた。

(委員会後の調整により、第4回委員会は11月11日、18日に開催することとなった。)

6) 閉会

以上